

## ○財務省告示第百三十三号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十四条第六号の規定に基づき、地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件（平成十八年三月財務省告示第百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年分以後の所得税について適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣 菅 直人

本文中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同文に第一号として次の一号を加える。

- 一 教職員共済生活協同組合